

議案第80号

静岡市下水道条例の一部改正について

静岡市下水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月20日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市下水道条例の一部を改正する条例

静岡市下水道条例（平成15年静岡市条例第301号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項を削る。

第15条第1項中「口座振替又は直接納付の」を「管理者が定める」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の静岡市下水道条例第12条の規定は、令和5年5月以後の月分の下水道使用料について適用し、同年4月分までの下水道使用料については、なお従前の例による。